

(参考)

バリアフリー法適合状況調査

建築物移動円滑化誘導基準の概要・ 移動等円滑化経路について

トイレ(令14条)

トイレを設ける場合には、車いす使用者が円滑に使える大きさや機能を持った便房を設けているか。

階段(令12条)

階段は手すりや点状ブロック等が敷設されているか。
また、回り階段となっていないか。

エレベーター(令18条)

階と階の間の移動には、エレベーターで行けるか。

傾斜路(令13条、令18条)

スロープは緩やかなものとし、手すりや点状ブロック等が敷設されているか。

駐車場(令17条)

駐車場を設ける場合は、車椅子を使用する方や体の不自由な方のために、建物の出入口の近くに車椅子を使用する方が使える十分な幅の駐車スペースが確保されているか。

アプローチ(令16条、令18条)

建物の出入口に通じる通路は広い幅で滑りにくい素材としているか。
また、高低差のある場合には緩やかなスロープを設けているか。

：移動円滑化経路とは[令18条]

- ・道等から利用居室※までの経路
 - ・車椅子使用者駐車場から利用居室までの経路
 - ・利用居室から当該車椅子使用者用便房までの経路 等
- (経路毎にそれぞれ最低1ルート以上を設定)

※不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者が利用する居室

廊下等(令11条、令18条)

車いす使用者等の通行が容易なように十分な幅を確保されているか。

案内設備まで通路(令21条)

道等から案内板や案内所までの経路には、目の不自由な方が安全に通れるように視覚障害者用誘導ブロックを設置するか、音声による誘導装置を設けているか。

案内表示(令19条、令20条)

バリアフリー化されたエレベータやトイレ、駐車場の付近には、見やすく分かりやすい表示があるか。
これらの施設の配置が分かる案内板や案内所を設けているか。

▲ ▲ : 出入口(令18条)

建物の出入口、居室の出入口などの幅と前後のスペースを確保されているか。

